

議案第72号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正による長期優良住宅維持保全計画の認定制度の新設に伴い、当該認定の申請に係る手数料等を定めるほか、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の45の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表45の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表50の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表50の6の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表50の7の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない」に改め、同表50の8の項中「長期優良住宅建築等計画の変更」を「長期優良住宅建築等計画等の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「改築する際に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたもの」の次に「又は当該住宅について建築行為を行わずに長期優良住宅維持保全計画の認定を受けたもの」を加え、同表50の10の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。